

A2 都城市訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月版)

水色は新設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割りの場合	÷30.4日 39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349単位	日割りの場合	÷30.4日 77単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割りの場合			÷30.4日	77
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	日割りの場合	÷30.4日 123単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割りの場合			÷30.4日	123
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位		
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220単位		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	÷30.4日 1単位 減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位 減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合	÷30.4日 1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合	÷30.4日 1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位 減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上未満の場合	2単位 減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位 減算	-2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき

A2 都城市訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月版)

水色は新設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位 加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1回につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能  
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する

A6 都城市通所型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月版)

水色は新設 灰色は廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割りの場合	÷30.4日	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割りの場合	÷30.4日	119単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位 減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	÷30.4日	1単位 減算	-1
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位 減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合	÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位 減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位 減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位 減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	÷30.4日	1単位 減算	-1
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位 減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割りの場合	÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位 減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位 減算	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位 減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位 減算	-94	1回につき
A6	5612	通所独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位 減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位 加算	100	1月につき
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225単位 加算	—225	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	二 若年性認知症利用者受入加算			240単位 加算	240	1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位 加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位 加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位 加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位 加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位 加算	480	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善		480単位 加算	—480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位 加算	—480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3				栄養改善及び口腔機能向上	480単位 加算	—480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位 加算	—700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算		リ 事業所評価加算			120単位 加算	—120

A6 都城市通所型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月版)

水色は新設 灰色は廃止

A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位 加算	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176単位 加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位 加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位 加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位 加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2	事業対象者・要支援2	48単位 加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位 加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位 加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位 加算	100	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位 加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位 加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位 加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービススペースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		事業対象者・要支援2	59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援2	59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能  
 ※業務継続計画未策定減算については、感染症予防及びまん延防止のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

都市通所型サービス(都市元気アップデイサービス)サービスコード表(令和6年4月版)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A8	1001	元気アップデイサービス	通所型サービス費	事業対象者、要支援1・2	304単位	304	1回につき
A8	2001	元気アップデイサービス 送迎(片道)	送迎費		47単位	47	1回につき

AF 都城市介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和6年4月版)

水色は新設

灰色は廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2		442単位	442	
AF	3111				高齢者虐待防止措置未実施減算		438単位	438
AF	3112				業務継続計画未策定減算		434単位	434
AF	3113				業務継続計画未策定減算		438単位	438
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2		221単位	221	
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2		368単位	368	
AF	4001	介護予防ケアA初回加算	初回加算			300単位加算	300	
AF	4002	介護予防ケアB初回加算	初回加算			147単位加算	147	
AF	6132	介護予防ケアA委託連携加算	委託連携加算			300単位加算	300	
AF	7001	複合型短期集中サービス連携加算	複合型短期集中サービス連携加算			300単位加算	300	

1月につき

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する